

金銭から物まで止まりの 拡張解釈

3 ・11の大震災は復興に向けて国民が心をつなげて、痛みを分かち合おうと民族の魂をゆり動かすきっかけとなっています。多くの無償の給付が提供されています。これらの行為について、税制メリットを論ずることに引け目を感じますが、それでも、知っておいてもよいのではないかとの思いで記しました。

寄 附金控除の税法の規定を讀むと「特定寄附金を支出した場合」となっているので、お金に限定されています。しかし、国税庁はタックスアンサーで、国等に財産を贈与した場合、その財産の取得費が特定寄附金になる、としています。寄附金控除の規定を拡張解釈して、金銭に限定さ

れない扱いの執行をしているわけです。

3 ・11大震災に係る義援金は原則として指定寄附金扱いになると国税庁が表明していますので、義援物資もその取得費は同じ扱いになると解釈されます。

ボ ランティアによる役務提供は社会的には「寄附」の仲間です。しかし、国税庁の拡張解釈も、金銭から物まで止まりで、役務の提供まで含める意図はないと思われます。寄附金控除という所得税の制度の問題になると、無償の役務提供を受けてもその利益に所得税を課さないことが通常時の一般原則であることの裏側として、提供する側への課税の配慮もないわけです。

個 人事業者がその扱う商品を義援物資として提供するときは、法人の場合も同じですが、国等への売上として収益の計上をするとともに、その収益額と同額が義援物資提供費という費用になります。消費税の扱いは、収益も費用も課税対象外です。

個 人事業者が、その事業に従事させている従業員を被災地復旧その他の活動に無償で派遣したり、所有する事業用資産を無償で貸し付けたりとした場合には、法人の場合とは異なり、国等への売上という扱いはなく、従って義援提供費という費用の発生もありません。ただし、従業員への人件費、提供資産の減価償却費などは、そのまま必要経費として扱われます。

法 人の場合は、国等への売上として益金計上するとともに、それと同額が義援提供費という損金になります。

東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
被災による、被災者を税制面から救援するため、国税・地方税についての様々な措置が講じられていますので、ご注意ください。
また、個人の場合は、所得税法上の「雑損控除」と「災害減免法」による還付減免があり、有利な方を選択することができます。
6日芒種、22日夏至。



昨日より今日
今日より明日
明日より明後日
日々変わり続ける事が大切です。
(フランスの料理人 パスカル・バルボ)

6月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○ 5月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○ 5月分個人住民税特別徴収分の納付
○ 所得税の予定納税基準額の通知 (税務署長より)	15日	
○ 4月決算法人の確定申告	30日	○ 4月決算法人の確定申告
○ 10月決算法人の中間(予定)申告		○ 10月決算法人の中間(予定)申告
		○ 個人住民税の普通徴収第1期分納付 (条例による)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。